

一般社団法人情報通信技術委員会 標準化会議細則

昭和61年2月12日（標準化会議決定）
最近改定 令和7年11月6日

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、一般社団法人情報通信技術委員会定款及び一般社団法人情報通信技術委員会標準化会議規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、一般社団法人情報通信技術委員会（以下「情報通信技術委員会」という。）の標準化会議の運営に関し必要な細目を定めることを目的とする。

第2章 標準化会議の開催及び議事手続き

第1節 総則

（要望）

- 第2条 標準化会議委員は、標準の制定、改定及び廃止その他の事項についての要望を提出する場合は、具体的な理由及び当該要望の内容を明らかにした書面をもって標準化会議議長に対して行わなければならない。
- 2 標準化会議議長は、前項の要望を受けた場合は、企画戦略委員会による審議を経た上で必要な措置を講ずるものとする。

（標準化会議の開催）

第3条 標準化会議の開催は、集会又は電子投票（集会することなく情報通信技術委員会のウェブサイトアクセスすることにより表決を行う議事の決定方式をいう。以下同じ。）のいずれかの方法によるものとする。

第2節 集会の方法による標準化会議

（招集）

第4条 標準化会議議長は、集会の方法による標準化会議（以下本節において「会議」という。）を招集する場合は、標準化会議委員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面（ファクシミリを含む。以下同じ。）又は電子メールをもって、少なくとも会議の開催日の1週間前に通知しなければならない。

（定足数）

第5条 会議は、標準化会議委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

- 第6条 会議の議事は、次項各号に掲げるものを除き、出席した標準化会議委員の有効投票権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、標準化会議議長の決するところによる。
- 2 次に掲げる事項については、出席した標準化会議委員の有効投票権数の3分の2以上をもって決する。
- (1) 標準の新規制定、改定及び廃止

- (2) 標準の解釈の承認
- (3) 標準化会議正副議長として推薦される者の決定
- (4) 中期標準化戦略

(表決)

第7条 表決に当たっての立場は、次のいずれかとする。

- (1) 賛成
 - (2) 反対
 - (3) 棄権
- 2 反対の場合にあっては、理由又は具体的対策案を示さなければならない。
- 3 前項の場合において理由又は具体的対策案が示されないときは、棄権とみなす。
- 4 棄権は、前条の有効投票権数の集計において有効票とみなさない。

(書面表決等)

- 第8条 やむを得ない理由のため会議に出席できない標準化会議委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は出席する他の標準化会議委員を代理として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、書面又は電磁的方法による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第9条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 標準化会議委員の現在数
 - (3) 会議に出席した標準化会議委員(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、標準化会議議長及び出席した標準化会議委員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第3節 電子投票の方法による標準化会議

(実施)

- 第10条 標準化会議議長は、電子投票の方法による標準化会議(以下本項において「会議」という。)を実施する場合は、標準化会議委員に対し、投票の対象となる議案、当該議案の具体的内容を掲示しているウェブサイトのURL、投票期間及び第13条に定める電子投票管理者の氏名を記載した書面又は電子メールをもって、投票期間の初日の1週間前までに通知しなければならない。

(本人確認)

- 第11条 電子投票における投票者の本人確認は、あらかじめ標準化会議議長が指定する方法による。

(投票の訂正)

- 第12条 標準化会議委員は、投票期間中はいつでも、当該投票期間中に行った投票の訂正を事務局に申し出ることができる。
- 2 前項の申出は、書面により行わなければならない。

(電子投票管理者)

第13条 標準化会議議長は、電子投票を実施する場合は、標準化会議委員の中から2名以上の電子投票管理者を選任しなければならない。

2 電子投票管理者は、電子投票に関する事務を管理する。

(電子投票録)

第14条 電子投票管理者は、電子投票の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記録した電子投票録を作成し、標準化会議議長に提出しなければならない。

- (1) 議決事項
- (2) 投票期間
- (3) 標準化会議委員の現在数
- (4) 投票した標準化会議委員の数
- (5) 議案ごとの有効票数、賛成票数、反対票数及び棄権票数並びに採否の結果
- (6) 投票した標準化会議委員の氏名及び議案に対する投票内容
- (7) 無効票の判定理由その他の電子投票に関する特記事項

(投票結果の掲示)

第15条 標準化会議議長は、前条の電子投票記録の提出を受けたときは速やかにこれを査閲し、問題がないと認めた場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を第10条第1項の規定により通知されたURLのウェブサイトに掲載しなければならない。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 議決事項の概要
- (3) 電子投票管理人の氏名及び所属

(集会の方法による標準化会議に関する規定の準用)

第16条 第5条から第7条までの規定は、電子投票の方法による標準化会議に準用する。
この場合において、第5条中「出席」とあるのは「投票」と、「開会することができない」とあるのは「有効とはみなされない」と、第6条中「出席した」とあるのは「投票した」と、第7条中「表決」とあるのは「投票」と読み替えるものとする。

第3章 企画戦略委員会等

(企画戦略委員会の運営方法)

第17条 企画戦略委員会は、議長が主宰する。

- 2 企画戦略委員会の招集は、議長が行う。
- 3 企画戦略委員会の決定は、規程第17条で定められた投票権の過半数の賛成を要する。
- 4 中期標準化戦略(案)は、3月末までに標準化会議に諮らなければならない。
- 5 企画戦略委員会は、集会形式又は電子形式のいずれでも開催することができる。

(専門委員会の新設、統合、分離及び廃止)

第18条 企画戦略委員会は、専門委員会を新設するときは、当該専門委員会が取組対象とする標準化活動領域を責任範囲(Terms of Reference:以下「T o R」という。)に規定しなければならない。

- 2 前項の場合において、専門委員会を国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)の研究委員会・課題等の国内審議を担当させるときは、その旨をT o Rに規定しなければならない。
- 3 専門委員会のT o Rに規定された取組対象とする標準化活動領域を変更する場合は、企画戦略委員会の承認を得なければならない。
- 4 前3項の規定は、専門委員会を統合又は分離する場合に準用する。

5 専門委員会を廃止するときは、企画戦略委員会の承認を得なければならない。

(専門委員会の権能)

第19条 規程第19条(2)に定める専門委員会の権能は、次の事項とする。

- (1) 標準の誤記の訂正
- (2) 標準以外のドキュメントの制定
- (3) 標準化計画の制定
- (4) 国際電気通信連合電気通信標準化部門(I T U-T)の研究委員会・課題等の国内審議を担当する場合は、当該研究委員会・課題等への提案及び対処方針案等の策定
- (5) その他企画戦略委員会が定めた事項。

(専門委員会の運営方法)

第20条 専門委員会は、専門委員長が主宰する。

- 2 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるとき又は専門委員長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専門委員会は、集会形式、電子形式又はこれらを併用する形式のいずれでも開催することができる。

(専門委員会特別委員)

第21条 専門委員会は、標準化活動を推進することを目的に、必要に応じて会員の内外を問わず専門委員会特別委員を任命し、専門委員会に参加させることができる。

- 2 専門委員会特別委員は、投票権を有しない。
- 3 専門委員会特別委員の任期は1年以内で定めるものとし、再任を妨げない。

(サブワーキンググループ(SWG)の設置、統合、分離及び廃止)

第22条 専門委員会は、企画戦略委員会の承認を得て、取組対象とする標準化活動領域のうち特定の領域を取組対象とするサブワーキンググループ(以下「SWG」という。)を設置することができる。

- 2 専門委員会は、前項の承認を得ようとするときは、SWGが取組対象とする特定の標準化活動領域をそのT o Rに定め、企画戦略委員会に申請しなければならない。
- 3 専門委員会は、T o Rに規定されたSWGの取組対象とする標準化活動領域を変更する場合は、企画戦略委員会の承認を得なければならない。
- 4 前3項の規定は、SWGを統合又は分離する場合に準用する。
- 5 専門委員会がSWGを廃止するときは、企画戦略委員会に報告しなければならない。

(SWGの権能)

第23条 SWGは、当該SWGが設置される専門委員会(以下、「親専門委員会」という。)の権能のうち、当該SWGのT o Rに規定された特定の標準化活動領域に関するものについて権能を有する。ただし、標準の制定等、標準化会議へ提出する案については、SWGが作成した案は親専門委員会で審議し、親専門委員会が標準化会議へ諮らなければならない。

- 2 親専門委員会は、企画戦略委員会の承認を得て、前項に規定するSWGの権能に変更を加えることができる。

(SWGの構成、委員及びリーダー等)

第24条 SWGは、リーダー(サブリーダー等を置くときはサブリーダー等を含む。)及び委員で構成される。

- 2 SWG委員については、規程第21条を準用する。ただし、親専門委員会は、企画戦略委員会の承認を得て、SWG委員の参加について制限を課すことができる。
- 3 前項の場合において、代表する職員をSWG委員として参加させた正会員、準会員及び協力会員は、一般社団法人情報通信技術委員会会費規程第3条の適用において、親専門委員会に参加しているものとみなす。
- 4 SWGに、リーダー1名を置き、必要に応じてサブリーダー1名を置くことができるほか、企画戦略委員会の承認を得て、特別の職を置くことができる。

- 5 リーダー及びサブリーダーは、SWG委員から互選で選任する。選任したときは、速やかに親専門委員会へ報告しなければならない。
- 6 リーダー及びサブリーダーの任期は、親専門委員会の正副専門委員長の任期と同一とし、再任を妨げない。
- 7 SWGは、標準化活動を推進することを目的に、会員の内外を問わず、SWG特別委員を任命し、SWGに参加させることができる。
- 8 SWG特別委員の任命、投票権及び任期については、第21条の規定を準用する。

(SWGの運営方法)

第25条 SWGは、リーダーが主宰する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときはその職務を代行する。
- 3 SWGは、集会形式、電子形式又はこれらを併用する形式のいずれでも開催することができる。

(アドホックグループ(AHG)の新設、統合、分離及び廃止)

第26条 専門委員会は、自らの取組対象である標準化活動領域に関連して、他の専門委員会との間で、標準化活動領域を横断する議論又は情報交換を行うため、企画戦略委員会の承認を得て、特定の横断的領域を取組対象とするアドホックグループ(以下「AHG」という。)を新設することができる。

- 2 リード専門委員会(AHGの取組対象となる領域を現に主として担当している専門委員会をいう。以下同じ。)は、前項の承認を得ようとするときは、AHGが取組対象とする横断的領域をそのT o Rに定め、企画戦略委員会に申請しなければならない。
- 3 T o Rに規定されたAHGの取組対象とする標準化活動領域を変更する場合は、リード専門委員会が、関連する他の専門委員会による承諾を得て企画戦略委員会に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 前3項の規定は、AHGを統合又は分離する場合に準用する。
- 5 AHGを次条に定める設置期間の終了前に廃止するときは、企画戦略委員会の承認を得なければならない。

(AHGの設置期間)

第27条 AHGの設置期間は2年とする。ただし、企画戦略委員会の承認を得て延長することができる。

(AHGの権能)

第28条 AHGの権能は、設置後のリード専門委員会及び関連する他の専門委員会の権能を含め、企画戦略委員会が決定する。

(AHGの構成、委員及びリーダー等)

第29条 AHGは、リーダー(サブリーダーを置くときはサブリーダーを含む。)及び委員で構成される。

- 2 AHG委員は、リード専門委員会又は関連する他の専門委員会(これらのSWG委員を含む。)に代表する職員を参加させている正会員、準会員又は協力会員が、自らを代表する職員として登録した者とする。
- 3 AHGにリーダー1名を置き、必要に応じてサブリーダー1名を置くことができる。
- 4 リーダーは、リード専門委員会より参加しているAHG委員から互選により選任し、サブリーダーはAHG委員から互選により選任する。選任したときは、速やかに関連する専門委員会へ報告しなければならない。
- 5 リーダー及びサブリーダーの任期は、設置期間の終了時点までとし、設置期間を延長する場合であっても2年を超えないものとする。また、再任を妨げない。
- 6 AHGは、標準化活動を推進することを目的に、会員の内外を問わず、AHG特別委員を任命し、AHGに参加させることができる。
- 7 AHG特別委員の任命、投票権及び任期については、第21条の規定を準用する。

(AHGの運営方法)

第30条 AHGは、リーダーが主宰する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときはその職務を代行する。

3 AHGは、集会形式、電子形式又はこれらを併用する形式のいずれでも開催することができる。

(アドバイザリーグループ)

第31条 企画戦略委員会委員は、規程第13条の規定によりアドバイザリーグループを設置するときは、設置の目的、取組対象をT o Rに定めなければならない。

2 企画戦略委員会は、アドバイザリーグループの取組対象を変更することができる。

3 企画戦略委員会は、アドバイザリーグループの設置期間を定めることができる。この場合、期間を延長することを妨げない。

4 企画戦略委員会は、アドバイザリーグループを廃止することができる。

(アドバイザリーグループの権能)

第32条 アドバイザリーグループは、企画戦略委員会が担当する業務を推進するため、調査等を行い、企画戦略委員会に情報を提供し又は助言を行う権能を有する。

2 アドバイザリーグループは、専門委員会、SWG又はAHG等の権能を侵害する活動を行ってはならない。

(アドバイザリーグループの構成、構成員及びリーダー等)

第33条 アドバイザリーグループは、リーダー（サブリーダーを置くときはサブリーダーを含む。）及び構成員で構成される。

2 アドバイザリーグループの構成員は、会員内外を問わず、企画戦略委員会が任命する。

3 アドバイザリーグループの設置期間を定めたときの構成員の任期は、アドバイザリーグループの設置期間の終了時点までとする。

4 アドバイザリーグループにリーダー1名を置き、必要に応じてサブリーダー1名を置くことができる。

5 リーダー及びサブリーダーは、構成員から互選により選任する。選任したときは、速やかに企画戦略委員会へ報告しなければならない。

第4章 雑則

(評議会への送付)

第34条 標準化会議は、標準の制定、改定又は廃止を行ったときは、その内容を評議会に送付するものとする。

(企画戦略委員会への委任)

第35条 この細則で定めるものを除き、標準化会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、企画戦略委員会が定める。

附 則

この細則は、昭和61年2月12日から施行する。

附 則

この細則は、昭和61年5月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年4月28日から施行する。ただし、平成元年6月30日までの間は、なお従前の規定を適用することができる。

附 則

この細則は、平成３年１１月２８日から施行する。

附 則

この細則は、平成７年４月２７日から施行する。ただし、平成７年６月３０日までの間は、なお従前の規定を適用することができる。

附 則

この細則は、平成１３年４月２０日から施行する。

附 則

この細則は、平成１４年５月３１日から施行する。

附 則

この細則は、平成１５年１月２８日から施行する。

附 則

この細則は、平成１５年４月２５日から施行する。

附 則

この細則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、令和７年１１月６日から施行する。